

○ 工事監理者、工事施工者の皆様へ

建築工事施工結果報告書の提出依頼

特定行政庁が建築基準法施行細則で施工結果報告等を求めている場合、これに則り検査を実施しています。この根拠は中間検査申請書（中間検査がない場合は完了検査申請書）第四面を捕捉するものです。

ただ、多くの特定行政庁では施行細則で定めがないため、検査の確実性の観点からこの度 J CIA では、所定の書式による報告をお願いすることとしました。

そして、見え隠れ部分（杭の施工結果、柱・梁の配筋、鉄筋の継手、コンクリート強度、鉄骨の溶接部等）については、試験結果の写し等を添えていただきます。

なお、東京都内や大阪府内あるいは施行細則で定めのある特定行政庁管内で工事を施工している方は、特定行政庁のホームページから様式をダウンロードして報告をお願いします。

実施については令和4年1月4日からを予定しています。